

議案第61号

負担付贈与（仮称世田谷区営船橋五丁目アパート）の受入れ  
上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

（説明） 地方自治法第96条第1項第9号の規定に基づき、本案を提出する。

## 負担付贈与（仮称世田谷区営船橋五丁目アパート）の受入れ

下記のとおり無償で財産を受け入れる。

### 記

- 1 取得物件 物件目録のとおり
- 2 取得目的 世田谷区営住宅の用に供するため
- 3 取得に伴う負担 (1)20年間（自転車置き場にあっては、5年間）の用途指定期間があること。  
(2)前号の用途指定期間中において用途の変更若しくは廃止又は財産の貸付け若しくは処分をする場合は、東京都の承認を受けること。
- 4 契約の相手方 東京都